

10 その他の手続きの留意事項

10-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出

区域指定の際に、宅地造成等（表10-1）に着手している工事は、法第12条第1項又は第30条第1項の工事の許可又は法第27条第1項の届出は不要ですが、指定日から21日以内に届出（以下、「規制区域時の届出」とします）が必要となります。なお、届出を受けたものは、「9-2 許可の公表」のとおりに公表します。

表10-1 規制区域時の届出に該当する工事

区 分	対象規模
土地の形質変更 （区域指定の際、現に工事着手しているもの） （法第21条第1項、法40条第1項）	《宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域》 ①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土を合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土で、高さが2mを超えるもの（①、③を除く） ⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（①～④を除く）
土石の堆積 （区域指定の際、現に工事着手しているもの） （法第21条第1項、法40条第1項）	《宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域》 ①高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ②当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの

表10-2 規制区域時の届出書提出部数

区 分	提出部数		届出時期	備 考
届出書（電子申請）	1式		指定日から 21日以内	なお、届出者への申請書類の返信は実施しないため、届出書のデータの保管の取扱いを注意してください。
届出書（書類申請）	正本	1部		
	合計	1部		

表10-3 規制区域時の届出書に必要な書類一覧 ※備考記載に該当する場合のみ、添付。

番号	書類の名称	内 容 等	区 分		備 考
			土地の形質変更	土石の堆積	
1	届出書	・届出者、工事の概要等を記載	省令様式第十五	省令様式第十六	（省令第52条第1項、第3項）
2	添付図面	土地の形質変更：表10-4参照 土石の堆積：表10-5参照	※	※	表10-6に該当する場合
3	申請地及びその周辺の写真	・対象箇所やその周辺、申請箇所の境界が分かる写真等	※	※	表10-6に該当する場合
4	その他必要な書類	委任状等	※ 参考様式	※ 参考様式	・代理人が届出手続を行う場合

表 10-4 土地の形質変更

番号	図面の名称	明示すべき内容	(参考縮尺)	備考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	(1/10,000 以上)	(省令第 52 条第 2 項)
2	地形図	・方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	(1/2,500 以上)	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第 52 条第 2 項)
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに、盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	(1/2,500 以上)	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第 52 条第 2 項)

表 10-5 土石の一時堆積

番号	図面の名称	明示すべき内容	(参考縮尺)	備考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	(1/10,000 以上)	(省令第 52 条第 2 項)
2	地形図	・方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	(1/2,500 以上)	等高線は、2mの標高差を示すものとする。 (省令第 52 条第 2 項)
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	(1/500 以上)	(省令第 52 条第 2 項)

表 10－6 図面・申請地とその周辺写真の添付する規模工事

行 為	対象規模
土地の形質変更 (政令第 23 条、省令第 52 条第 2 項)	①盛土で、高さが 2m を超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが 5m を超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土と切土を合わせて高さが 5m を超える崖を生ずるもの (①、②を除く) ④盛土で、高さが 5m を超えるもの (①、③を除く) ⑤盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの (①～④を除く)
土石の堆積 (政令第 25 条第 2 項、省令第 52 条第 4 項)	①高さが 5m を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 1,500 m ² を超えるもの ②当該土石の堆積を行う土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの

・届出後に変更が生じた場合は、届出工事の変更届出書（細則第 14 号様式）に、届出書及び図面で変更前後が分かるように記入（変更前に見え消し朱書き記入）した書類を添付して提出してください。